

別表第4 特定工程及び特定工程後の工程

	(ア) 建築物の構造、用途又は規模		(イ) 指定する特定工程及び特定工程後の工程			
			基礎工事に関する工程		建方工事に関する工程	
			特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
(1)	木造の建築物（(2)項及び(4)項に掲げる建築物を除く。）で階数が1又は2であり、かつ、延べ面積が500平方メートル以下の建築物				土台、柱、はり及び筋かい(以下この表において「木造の軸組」という。)を金物等により接合する工事の工程	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程
(2)	枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成13年国土交通省告示第1540号）に規定する枠組壁工法（この表において「枠組壁工法」という。）による木造の建築物で階数が1又は2であり、かつ、延べ面積が500平方メートル以下の建築物				小屋組工事の工程	枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程
(3)	木造以外の建築物（木造とその他の構造を併用する建築物を含む。）で階数が1であり、かつ、延べ面積が200平方メートル以下の建築物（(4)項及び(5)項に掲げる建築物を除く。）	主要な構造が木造（枠組壁工法による木造を除く。）の建築物			木造の軸組を金物等により接合する工事の工程	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程
		主要な構造が枠組壁工法による木造の建築物			小屋組工事の工程	枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程
		主要な構造が木造以外の建築物	基礎（くい基礎を除く。以下この表において同じ。）の配筋工事の工程（建築物の規模、敷地又は周辺の状況により段階的に工事を行う場合は、最初に当該工事の工程を完了する範囲とする。以下この表において同じ。）	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程		
(4)	法第68条の11第1項の規定により国土交通大臣が型式部材等の製造者の認証をした者が製造する当該認証に係る建築物（以下この表において「認証建築物」という。）		基礎と土台、柱又は壁を接合する工事の工程	基礎と土台、柱又は壁との接合部分を覆う工事の工程		
(5)	法第68条の25の規定により国土交通大臣が構造方法等の認定（法第20条第1項第1号の規定による認定に限る。）をし		基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程		

	た建築物					
(5) の2	法第68条の25の規定により国土交通大臣が構造方法等の認定(省令第1条の3第1項イの規定による認定に限る。)をした建築物	基礎と土台、柱又は壁を接合する工事の工程	基礎と土台、柱又は壁との接合部分を覆う工事の工程			
(6)	木造の建築物((7)項に掲げる建築物を除く。)で階数が3以上又は延べ面積が500平方メートルを超える建築物	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	木造の軸組の各部位を金物等により接合する工事の工程	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程	
(7)	枠組壁工法による木造の建築物で階数が3以上又は延べ面積が500平方メートルを超える建築物	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	小屋組工事の工程	枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工程	
(8)	木造以外の建築物(木造とその他の構造を併用する建築物を含む。)で階数が2以上又は延べ面積が200平方メートルを超える建築物	主要な構造が木造(枠組壁工法による木造を除く。)の建築物 基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	木造の軸組を金物等により接合する工事の工程	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工程	
	主要な構造が枠組壁工法の建築物	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	小屋組工事の工程	枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工程	
	認証建築物の部分の床面積の合計がその他の構造で区画された部分の床面積の合計(2以上のその他の構造で区画された部分がある場合にあつては、それぞれの床面積の合計のうち最大の床面積の合計)より大きい建築物	認証建築物の基礎に相当する部分のコンクリートの打設工事の工程	認証建築物の基礎に相当する部分と土台、柱又は壁との接合部分を覆う工事の工程			
	主要な構造が鉄骨造(軽量形鋼構造及び鋼管構造を含む。以下この表において同じ。)	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	柱、斜材及びはり(以下この表において「鉄骨の軸組」という。)を溶接又はボルト等により接合する工事の工程(建築物の規模、敷地又は周辺状況により段階的に工事を行う場合は、最初に当該工事の工程を完了する範囲とする。)	鉄骨の軸組の相互の溶接又はボルト等の接合を行った部分を覆う床、壁、天井又は耐火被覆を設ける工程	
主要な構造が鉄筋コンクリート造(壁式鉄筋コンクリート造を含む。以	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	階数が1の場合は屋根版、階数が2以上の場合は主要な構造の部分についてその最下階から	階数が1の場合は屋根版、階数が2以上の場合は主要な構造の部分についてその最下階から	

	下この表において同じ。)、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物、補強コンクリートブロック造又は組積造の建築物			数えた階数が2の床版の配筋工事の工程	数えた階数が2の床版のコンクリートを打設する工事の工程
	主要な構造がプレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	階数が1の場合は屋根版、階数が2以上の場合は主要な構造の部分についてその最下階から数えた階数が2の床版を取り付ける工事の工程	階数が1の場合は屋根版、階数が2以上の場合は主要な構造の部分についてその最下階から数えた階数が2の床版と壁の相互を接合する部分を覆う工事の工程
	主要な構造が木造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、組積造、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造若しくはプレキャスト鉄筋コンクリート造以外の建築物又は認証建築物以外の建築物	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程		

(備考)

- 増築をする建築物については、当該増築に係る部分の延べ面積について(ア)欄の規定を適用する。
- 主たる用途が住宅(兼用住宅、共同住宅及び長屋を含む。)で、地階を専ら自動車車庫(延べ面積が50平方メートル未満で、かつ、地階の外周の見付面積の4分の3以上が周囲の地盤と接しているものに限る。)の用途に供している建築物は、地階を有しない建築物とし、この表の規定を適用する。
- (3)項又は(8)項において、主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいう。ただし、その最大のものが2以上となる場合は、最初に(3)項(イ)欄又は(8)項(イ)欄に掲げる特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。
- 法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含む工事に係る建築物については、(イ)欄の建方工事に関する工程の規定は、適用しない。

別表第5 工事計画の報告

	(ア)工事種類	(イ)施工計画書等	(ウ)施工結果報告書
(1)	高さが3メートルを超え5メートル以下の根切り工事	山留め工事の施工計画概要書	
(1)の2	高さが5メートルを超える根切り工事	山留め工事の施工計画書	
(2)	くい工事		くい工事の施工結果報告書